

**2013年度**

**埼玉県への政策制度要請**

**8分野 17項目**

## **I. 総合経済・産業政策**

### **1. 公契約の下で働く労働者の公正な労働条件の確保と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例を制定すること。**

#### **<要請の根拠>**

厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いている。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じている。

このような状況を打開し、公共サービスの質の確保、さらには地域における適正な賃金水準の確保、地域経済の活性化をすすめていくためには、自治体における契約・発注の在り方について問い直し、安定した企業経営と雇用の下に労働者の賃金・労働条件の改善が不可欠である。

### **2. NPO・コミュニティビジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充すること。とりわけ、コンサルティング機能や技術商社機能を持つNPOの設立を支援すること。**

#### **<要請の根拠>**

今日、NPO等は既に大きな役割を担っており、「地域経済の活性化」、「地域の雇用創出」、「多様な地域ニーズに対応する市民社会づくり」などにおいても、その役割が期待されている。

一方、NPOの多くは専任の職員数は限られ、財政面でも行政からの支援等に依存している場合も大きい。こうした中で、事業収入を得るための活動を行うNPO法人もみられ、また、住民主導で地域に必要な事業を行うため、会社組織を立ち上げる例もみられる。

強い市民社会をつくるためには、行政のパートナーという立場のNPOを育成する必要があり、このようなNPOを育成するためには、初期の段階から企業経営のプロや行政とともに、官民一体の取り組みが不可欠である。

## **II. 雇用労働政策**

### **1. 「若者雇用戦略」(2012年6月閣議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、起業や中小企業への支援などを行い、すべての若者に対して働きがいのある良質な雇用の場を提供するために、「地域キャリア教育支援協議会」を設置すること。**

#### <要請の根拠>

「若者雇用戦略」(2012年6月閣議決定)に基づき、2013年度から文部科学省の事業として「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」が実施される。埼玉県においては独自に若年者への様々な施策対応が実施されているが、より先進的な内容として同事業は、地方自治体、学校、労使団体、NPO等が参加し、地域の実情に応じ、学校による就職支援の強化、企業やNPO等による出前授業、職場体験やインターンシップ施策、労働団体等によるワークルール順守の徹底等の労働教育が行なわれる。こうした産学連携教育・共同事業を更に強化することで、教育の場から労働の場への円滑な接続を行ない、すべての若者に対して働きがいのある良質な雇用の場を創出する必要がある。

### **2. 平成25年4月1日より障がい者の法定雇用率が引き上げられたことから、障がいのある人の雇用をより進めるために、障がいの種別に関わらない雇用率向上の施策を講ずること。**

#### <要請の根拠>

平成25年4月1日より障がい者の法定雇用率が引き上げられた。(民間企業1.8→2.0%、国・地方公共団体・特殊法人2.1→2.3%、教育委員会2.0→2.2%)

雇用率の状況をふまえ、ハローワークや特別支援学校と連携して、障がいの種別に限らず、体力面から通常勤務が難しい障がい者の方などの雇用形態を広げ、働く意欲の高い人が活躍できる環境を提供する必要がある。

## **Ⅲ. 福祉・社会保障政策**

### **1. 病院群輪番体制による救急医療体制を充実させ、救急搬送受け入れ拒否をなくすこと。**

#### <要請の根拠>

本年1月に埼玉県東部地区で受け入れ拒否(36回)による死亡事故が起きている。2011年埼玉県が救急搬送受け入れ拒否3回以上のケースは、2448件であり東京に次いで全国ワースト2位の件数であった。原因は、医師不足や受け入れベッドの空きがない、処置中などの理由によるものである。埼玉県は、人口に対する医師や看護師の人数が全国と比べて極めて低い状態である。医師不足の解消については、各種施策により徐々にではあるが医師数も増やしていることは理解をしている。早急に医師を増やすにもそれなりに時間がかかることも理解できる。また、タブレット端末による受け入れ病院確保の対応なども新聞記事として話題になってはいるが、少なくとも受け入れ病院が

確保出来なければ、この施策の意義も半減すると思われる。従って、空きベッドの確保について地域病院との連携を今まで以上に強化する必要がある。

## **2. 介護保険サービスの 24 時間定期巡回・随時対応サービスが早急に全市町村で実施されるよう普及促進をはかるとともに、介護老人福祉施設を計画的に増設すること。**

### ＜要請の根拠＞

厚生労働省の報告によると、全国で平成 22 年の要介護者数は、この 10 年間で約 2 倍の約 503 万人と増加している。埼玉県の要介護者数も約 22 万人であり、全国で 8 番目に多い県である。一方、介護老人福祉施設は、10 万人あたりの施設数で 17.9 か所と全国でも 43 番目と少ない状況である。

介護施設等に入所出来ない高齢者や介護をする家族等の負担を軽減するためにも県内すべての市町村で普及できるよう事業内容の理解浸透や成功モデルの横展開などが必要である。また、中期の目標として介護老人福祉施設の増設をはかる必要がある。

## **3. 産婦人科医ならびに小児科医の充実をはかること**

### ＜要請の根拠＞

埼玉県内の秩父地域をはじめ、北部地域では産婦人科医の廃業にともなう産婦人科病院の減少あるいは皆無となり、最寄りの産婦人科へは車で 1 時間もかかる地域もある。こうした出産にかかわる不安から若年者世帯が流出するきっかけとなり、地域の過疎化に拍車を掛ける一因となっている。このことから、どこの市町村に住んでいても安心して出産ならびに小児医療が受けられるための医師、病院等の確保、整備をおこなう必要がある。

## **IV. 交通政策**

### **1. 自転車乗車時の交通ルール（罰則も含め）と正しい交通マナーを広く県民に周知徹底を図り事故防止の強化に努めること。また、自転車通学者の多い高校においては、生徒はもちろん、先生および保護者に対しても自転車乗車時の交通ルールの厳守やマナー向上に向けた交通安全指導の取り組みを実施すること。**

### ＜要請の根拠＞

平成 24 年 4 月に「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されているものの、平成 25 年 5 月までの自転車の交通事故死者数は全国でワ

ースト 1 位であり、自転車に関係する事故防止とマナーアップが課題となっている。そこで、埼玉県民に広くこの条例を周知するとともに、自転車通学者の多い高校生および先生・保護者に対し、交通安全意識の向上をはかることを目的に交通安全指導を実施する必要がある。

## V. エネルギー・環境政策

再生可能エネルギーの効率化および普及促進のため、以下の施策を講じること。

- (1) 再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステム等との併用によるエネルギーの供給安定化に向けた取り組みを行なうこと。
- (2) 太陽熱等のエネルギー変換効率の高い再生可能エネルギーを有効利用するために太陽熱パネル等の機器の普及促進に向け、周知ならびに支援を行うこと。
- (3) 「スマートエネルギーネットワーク」の導入・構築に向けた支援を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 再生可能エネルギーの利用はエネルギー自給率向上や温室効果ガス排出削減に有効な手段であるが、太陽光発電や風力発電などは発電力の大きな変動が問題となっている。そこで、エネルギーを安定的に供給するために、他の再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステム（燃料電池、コージェネレーション等）との併用をおこなう必要がある。
- (2) 太陽熱のエネルギー変換効率は、太陽光発電と比較して約 4～5 倍高いといわれているが利用度はそれほど高くはない。また、家庭内で使用されるエネルギーの約 50%は熱エネルギーであり、太陽熱を利用することにより、更なる省エネルギー化を可能にする。過去に比べ最近の太陽熱パネルは、太陽光パネルと形状・重量ともに変わらなくなっている。このことから、太陽熱パネルについても利用促進に向け、県民に広く周知するとともに設置に向けた支援を行う必要がある。
- (3) エネルギーの供給と需要の安定・省エネ化の手法として、個々の家がそれぞれに取り組むだけでなく、地域全体でネットワークを組み統合的に制御する、いわゆる“面”での活用法がある。そこで、分散型エネルギーや再生可能エネルギー、未利用エネルギー（工場の廃熱等）といった多様な熱と電気の発生源を供給側・需要側双方が ICT（情報通信技術）を用いて最適に組み合わせ、地域全体を効率的に制御する「スマートエネルギーネットワーク」の導入・構築に向けた支援が必要である。

## VI. 農林水産政策

埼玉県産木を中心とする地域材の利用促進をはかるため、以下の施策を講じること。

- (1) 埼玉県産木を中心とする地域材の利用拡大に向け「木材利用ポイント」の普及促進をはかること。
- (2) 地域材を利用した公共建築物の整備を一層推進しPRに努めること。
- (3) 民間での活用が促されるよう供給側と需要側が一体となった安定供給体制の確立をはかること。

<要請の根拠>

- (1) 地域材の適切な利用により、森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に資することを目的とした「木材利用ポイント」は、県産木を中心とした地域材利用拡大に大きな効果が見込まれることから、「木材利用ポイント」について周知し、普及促進をはかる必要がある。
- (2) 地域材の地産地消をめざし、埼玉県内でも県産木を中心とした地域材の公共建築物への活用がなされている。地域材の民間需要を呼び起こすために、県内公共建築物に対し地域材を更に活用するなど、地域材の良さのPRを行なう必要がある。
- (3) 戦後復興の中で伐採され、その後植林された森林が、今、伐採時期を迎えており、今後、景気が回復された場合、需要が拡大するものと思われる。地域材を使用した安心・安全な住宅等の供給を円滑にはかるために、供給側と需要側が一体となった地域材の安定供給体制を確立する必要がある。

## VII. 教育・子育て政策

1. いじめ・自殺・不登校を防止し、児童生徒一人ひとりの心を大切にする教育環境を推進するため、学校教育における相談体制を充実させること。そのために小学校・中学校・高等学校等すべての校種においてスクールカウンセラー等の増員を図り、小学校も含めた全校配置の体制を整えるための関連予算を増額し、児童生徒が常時、相談できる体制の充実をはかること。

<要請の根拠>

子どもたちは、授業や学級活動等の中で教員との相談の場はあるものの、学習成績などが関係して相談しにくい場合もある。こうした場合、子どもは、学校内の保健室や事務室、相談室などに勤務する大人との人間関係の中で、日頃の問題を相談する相手を探している場合がある。

学校では学級担任のみならず、さまざまな視点をもつ専門職と共に、協力、連携しながら子どもの教育にあたることが求められている。そこで、県では子どもたちのニーズに応えるため、平成 8 年度から県独自で「さわやか相談員」の配置事業、平成 13 年度から文科省の補助事業として「スクールカウンセラー」の配置事業を進め、順次、全中学校や一部高等学校に配置され、不登校問題をはじめ様々な問題に関して多くの成果を出していることが報告されている。こうした経緯から小学校にも配置されれば、さらなる効果が期待できる。

また、教育相談室は、子どもたちが教育相談を受ける上で中心的役割を果たす場であり、専門的知識や経験を持つスクールカウンセラーが各学校の教育相談室に常駐していることが望ましい。しかし、スクールカウンセラーは、2校、3校のかけもちが多く、1校あたり週に1日のみの勤務がほとんどであり、子どもたちの需要を十分に満たしているとはいえない。そうしたことからスクールカウンセラーに準ずる者の採用について、県議会で議論されている。

児童生徒一人ひとりの心を大切に作る環境をつくるには、児童生徒、教職員、保護者等の信頼関係を築き、維持し、タイミングを逃さず、適切かつ迅速な対応を行う教育相談の日々の積み重ねが重要である。

## **2. 子供を犯罪から守るため、多くの保護者や地域の住民が参加し見守る体制を整備するとともに、子どもが狙われにくい地域環境を整備すること。**

### **<要請の根拠>**

埼玉県では5000を超えるわがまち防犯隊が組織され活躍しているが、全国的に登下校中に子どもが狙われる事件が後を絶たない。上尾市の陣屋町内会では住民約1500人で「自主防犯ボランティアの会」を組織して、登下校時や夜間の見守り・巡回を実施した結果、町内を管轄する交番管内で犯罪が減少している。登下校時に地域で見守っていることを目立たせる黄色いベストの着用や青色回転等を装備したパトロールカーによる通学路の巡回も実施し、子どもの見守り体制を整備している。また、狙われにくい環境整備として、空き地の草刈りや、見通しを遮る木の伐採、落書きの消去、ゴミ拾いなど地域住民の目が行き届いていることを示すことも必要である。また、子ども自身も、異変を感じたらすぐに親や近所の大人に伝える習慣を身につけることも重要である。

## **VIII. 人権・男女平等政策**

### **1. 子育て世代の県民が安心して働くため、埼玉県5か年計画の待機児童削減の目標値を前倒し、速やかに保育所待機児童数「0」を達成すること。**

#### **<要請の根拠>**

埼玉県の保育所待機児童は、902人であり4年連続で減少はしているものの、未だ千人近い人が保育所に預けられる日を待っている。横浜市では、市独自の基準を満たす認可外施設として横浜保育室や家庭的保育事業、幼稚園の預かり保育など多様な保育施設の拡充を進め、平成25年度保育所待機児童「0」を達成した。また、適切な保育サービスを紹介する専門相談員としての「保育コンシェルジュ」も待機児童解消の大きな推進力になっている。政府もこうした取り組みを広げようと「待機児童解消加速化プラン」を発表し、保育整備支援策を進めているので、埼玉県でも、必要な保育施設の整備や保育士の人材不足の解消に向けた施策などに取り組む必要がある。